

現地検証・証人尋問を求める署名

東京高等裁判所第22民事部ハに係

裁判官 殿

東海第二原子力発電所はその30km圏内に避難対象人口が92万人とわが国で最も多くの周辺住民が生活し、住宅街の中にある原発です。また本件原発は首都圏にある原発で、その影響・被害は甚大です。一審水戸地裁は福島第一原発事故の事実と教訓にもとづき、「深層防護の第5のレベルは発電用原子炉施設の安全性に欠くことのできないものになっている」として避難計画不備を理由に運転差止の判示を下しました。

また、地震大国にあって東海第二発電所が地震への備えが万全か、福島原発事故を教訓に設けられた重大事故対策が十分かについて私たちは強い関心を持っております。

つきましては判決にあたっては、下記の実施を貴裁判所に求めます。

1. 現地検証（現地進行協議）を行ってください。
2. 地震動、シビアアクシデント対策（水蒸気爆発）、避難計画については専門家の意見を聞く証人尋問を行ってください。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

(取扱団体) 東海第二原発運転差止訴訟原告団

(集約団体) 東海第二原発運転差止訴訟原告団 事務局

〒302-0109茨城県守谷市本町281 常総生活協同組合内 TEL 0297-48-4911 FAX 0297-45-6675

一次締切 2026年5月29日

二次締切 2026年6月26日

最終締切 2026年8月31日